

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	生物兵器禁止条約分担金	種別	分担金	30年度 予算額	24,549千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際連合欧州本部						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的： ・生物兵器禁止条約（BWC）は、大量破壊兵器の一つである生物兵器及び毒素兵器（以下、「生物兵器」と総称する）の開発、生産、貯蔵等の禁止並びにこれらの兵器の廃棄を目的とするもので、1972年に採択された。締約国・地域は190。BWCの恒久的な事務局は存在せず、2006年12月の第6回運用検討会議での合意により、国連軍縮部が履行支援ユニット（Implementation Support Unit: ISU）を国連欧州本部（ジュネーブ）に設置した。ISUは、会議運営の補助、条約強化のための活動を行っている。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標： ・本件拠出は、5年に1度開催されるBWCの運用検討会議及びその会期間において毎年各1回開催される専門家会合と締約国会合の会議運営費、ISU職員の給与等に充てられる。会合を通じ、条約の履行状況の強化を図るとともに、BWC非締約国に批准を呼びかけることにより、生物兵器の軍縮・不拡散を推進する。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・BWCは、生物兵器を包括的に禁止する唯一の国際法上の枠組みであり、世界の生物兵器の禁止・廃棄に貢献することを目標としている。大量破壊兵器の軍縮・不拡散は国際社会における普遍的な目標であり、生物兵器の開発、生産、保有、移転等を禁止する本条約は、生物兵器の軍縮・不拡散としての機能を果たしている。</p> <p>・BWCの枠組みでは、各国のバイオセキュリティに関わる各種セミナーの実施や国際協力（途上国の支援等）に関する情報を共有している。</p> <p>・各国のバイオセキュリティ関連の情報、国際協力実績やベストプラクティスの共有を通して、BWC締約国の生物脅威への対応能力のキャパシティビルディングに繋がっている。</p> <p>・2017年12月、ジュネーブにおいて生物兵器禁止条約（BWC）2017年締約国会合が開催された。同締約国会合では、前回の運用検討会議（2016年12月）で合意に到らなかった次期運用検討会議（2021年）までの2018年～2020年の会期間活動についての合意を目指し、年次会合のあり方やテーマについて協議を行った結果、同会期間の活動及び予算計画が承認された。具体的には、毎年各1回ずつ専門家会合（8月）及び締約国会合（12月）を開催することとなり、専門家会合では毎年5つのテーマ（国際協力、科学技術の進展レビュー、国内実施、防護支援、条約の制度的強化）について協議を行うことになった。</p> <p>・生物兵器がウイルス研究等と密接に関わることから、国際保健機関（WHO）や国際獣疫事務局（OIE）等と事務局であるISUが情報交換を行うなど、条約強化のための取組を行っている。</p> <p>・我が国は、関係する国際機関と連携を取り、より活発な活動を実現するため、2017年締約国会合において、WHO等の国際機関との連携強化、自己申告制度である信頼醸成措置、会期間活動（運用検討会議と運用検討会議の間の機関の活動）、ISUの役割について複数の具体的提案を作業文書等を通じて行った。</p>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<p>・外部監査 対象年度：2016年（暦年）、実施主体：国連会計監査委員会（BOA）、報告・提出月：2017年7月、結果及び対応：特段の指摘事項なし</p> <p>・内部監査 対象年度：2014年～2017年（暦年）、実施主体：国連内部監査部（OIOS）、報告・提出月：2018年4月、結果及び対応：活動経費が拠出金を上回る財政問題が指摘され、国連軍縮部が改善策を提案し、締約国やISUに提案することが勧告され、同軍縮部はこれを受け入れた。</p> <p>・財政状況の報告 ・報告・提出月：2017年8月（対象年度：2016年度） ・監査報告の結果、締約国の分担金未払いによる持続可能性への懸念の指摘があった。</p> <p>・財務問題の要因は分担金の未払い及び支払いの遅延であり、条約の活動の持続性が懸念されるとの問題意識が締約国間で共有されたことで、2017年の締約国支払い率は、前年の75%から94%に上昇し、改善が見られた。2017年12月の締約国会合で、支払いの習慣付けの重要性が再認識された他、安定的な財政的基盤の維持に向けた取組を引き続き検討することで一致した。また、内部監査を受け、国連軍縮部が改善案を提案することとなった。</p>						
3 日本の外 交課題遂行	<p>・大量破壊兵器の軍縮・不拡散は国際社会における普遍的な目標であり、日本の外交においても重要課題。生物兵器の開発、生産、保有、移転等を禁止する本条約は、生物兵器の軍縮・不拡散としての機能を果たしており、日本が重視する外交課題にも貢献している。本分担金は、条約の実施促進に向けた活動を支えるものであり、日本の外交</p>						

における有用性・重要性	<p>課題の遂行に貢献している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は毎年関連会合に出席して作業文書を提出している。2017年締約国会合においても作業文書を提出し、一部の内容が会合の最終文書に反映された。 ・5年に1度、次期開催年までの具体的活動が決定される運用検討会議が開催される。意思決定はコンセンサスベースであり、我が国は、本会議での発言のみならず、作業文書の提出や各国からの支持の取り付け、同会議につながる関連会合への出席を通じて、意思決定プロセスに関与し、日本の意向を反映する機会の確保に取り組んでいる。 						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国・地域等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
<p>190 3 0 0 0% 0 0</p> <p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本を含む締約国等からの本分担金は、国際連合欧州本部に支出されるが、実際には、国連軍縮部が同本部に設置した条約の事務局機能を担う ISU が使途の決定を行い、ISU が担当会議運営のための費用や、ISU 職員の給与等に充当されるため、ここには ISU の日本人職員・ポストの状況等を記載している。 ・ISU は、分担金を支払う締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が3人となっている。定員数が極めて小さく、また現時点で空席がないために日本人の採用が困難となっている。 ・事務局である ISU は小規模の組織であり、幹部 (D1 相当以上) のポストが存在しない。 							
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	締約国と ISU が、5年に1度開催される運用検討会議で次期運用検討会議までの活動(会期間活動)を協議・策定する。運用検討会議の議長から会期間活動及び予算計画が提示され、締約国が検討の上、承認している。					
	DO	2月頃及び4月頃に、我が国の年間の分担金が2回に分けて支払われ、会期間活動が実施される。					
	CHECK	毎年開催される締約国会合において ISU から会期間活動の進捗報告が行われ、締約国により適時適切な事業のモニタリングを行う。					
	ACT	ISU は、監査結果、事業の評価結果を踏まえ、締約国との間で、年次レビュー会合や不定期の協議等を通じて、事業及び基金運営の改善を行っている。					
<ul style="list-style-type: none"> ・日本からの分担金は、使途が特定されておらず、一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。 							
担当課室名	生物・化学兵器禁止条約室						